

高齢運転者等標章取扱要領の制定について

(平成22年4月15日例規第106号)

この度、高齢運転者等標章の取扱手続に関する事務の適正化及び斉一化を図るため、別添のとおり「高齢運転者等標章取扱要領」を定め、平成22年4月19日から施行することとしたので通達する。

別添

高齢運転者等標章取扱要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第45条の2に規定する高齢運転者等標章の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 高齢運転者等

法第45条の2第1項に規定する高齢運転者等をいう。

(2) 高齢運転者等標章

法第45条の2第2項の規定により、公安委員会が高齢運転者等の申請により交付する専用場所駐車標章（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）別記様式第1の3の6）をいう。

(3) 申請等

静岡県道路交通法施行細則（昭和35年県公委規則第7号。以下「細則」という。）第3条の4各号（第4号を除く。）に掲げる届出等をいう。

(4) 申請書類等

高齢運転者等標章申請書（規則別記様式第1の3の5。以下「標章申請書」という。）、高齢運転者等標章記載事項変更届（規則別記様式第1の3の7。以下「変更届」という。）及び高齢運転者等標章再交付申請書（規則別記様式第1の3の8。以下「再交付申請書」という。）をいう。

(5) 申請者

申請等を行う高齢運転者等又はその代理人をいう。

第3 申請等の受理等

1 基本的事項

(1) 申請等を行う際に経由する警察署長は、原則として高齢運転者等の住所地を管轄する署の長とする。

(2) 申請者が提出する申請書類等は、1通とする。

2 申請等の受理

(1) 申請等を受理した署長は、申請書類等の記載事項を確認して、静岡県警察除外標章等管理システム（以下「システム」という。）に所要事項を登録するものとする。

(2) 署長は、窓口業務を迅速に行うため、標章申請書又は変更届にあらかじめ規則第6条の3の4第2項各号に掲げる書類の写しを添付することを求めることができる

ものとする。この場合において、同項第1号に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、免許情報記録確認書（自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則（昭和40年県公委規則第6号）様式第34号）の写し又は免許を受けていることを証するに足りる書面（電磁的記録で作成されているものを含む。）を添付することを求めることができるものとする。

- (3) 署長は、標章申請書又は変更届に規則第6条の3の4第2項各号に掲げる書類の写しが添付されていない場合には、申請者の承諾を得て、提示された書類の写しをとり、標章申請書又は変更届に添付することができるものとする。

3 申請書類等の審査

- (1) 標章申請書を受理した署長は、高齢運転者等標章の交付の要件を備えているか審査するものとする。
- (2) 細則第3条の4第1号に規定する普通自動車は、高齢運転者等が日常生活において使用する普通自動車とする。

第4 高齢運転者等標章の作成、交付等

1 高齢運転者等標章の作成

申請等を受理した署長は、システムに所要事項を登録し、高齢運転者等標章を作成するものとする。

2 高齢運転者等標章の交付

前記1の規定により高齢運転者等標章を作成した署長は、システムに所要事項を登録し、申請者に対し、高齢運転者等標章の取扱いに係る遵守事項及び交通事故防止に関し必要な事項について指導をした後、当該高齢運転者等標章を交付するものとする。

3 高齢運転者等標章の有効期限

高齢運転者等標章の有効期限は、設けないものとする。

第5 高齢運転者等標章の返納等

署長は、法第45条の2第4項の規定により高齢運転者等標章の返納を受けたときは、速やかにシステムに所要事項を登録し、当該高齢運転者等標章を復元できない方法で処分するものとする。

第6 他の都道府県公安委員会が交付した高齢運転者等標章に係る取扱い

- 1 署長は、静岡県以外の都道府県公安委員会が交付した高齢運転者等標章に係る変更届若しくは再交付申請書の提出又は返納を受けた場合においても、第3から第5までの規定に基づき事務を行うものとする。
- 2 署長は、前記1の事務を行った場合には、県本部交通規制課長（以下「主管課長」という。）に通知するものとする。
- 3 主管課長は、前記2の通知を受けた場合には、当該高齢運転者等標章を交付した都道府県公安委員会に通知するものとする。

第7 留意事項

1 高齢運転者等標章の保管管理

署長は、公安委員会の公印があらかじめ印刷されている高齢運転者等標章の保管管理の徹底を図るため、これを施錠設備のある書庫などに保管するとともに、高齢運転

者等標章受払簿（別記様式）を備え付け、月ごとの受払状況を記録しておかなければならない。

2 報告

署長は、高齢運転者等標章の不正使用などの特異事案を認知した場合には、主管課長を経由して本部長に速報するものとする。

第8 細目的事項

この要領に定めるもののほか、高齢運転者等標章の取扱いについて必要な事項は、主管課長が別に定める。